

2021年2月に開催された OIE 水生委員会のレポートへの 日本のコメント

(Annex4. [病原体 X] の無病宣言に関する各疾病章のモデル条項)

(第 X. X. 5 章 国の無病証明)

4) その間、感染地帯と保護地帯を除く国内の一部または全部を、第 X.X.6 条の 2 項の条件を満たすことを条件に、無病地帯として宣言することができる。

コメント：

この文章を検討するため、疾病横断章(horizontal chapter)である本章と特定疾病の章とで、無病地帯として宣言するための満たすべき条件が異なる理由について教えてほしい。

第 X. X. 6 条の 2 項の条件では、10 年間疾病の発生がないことを条件としている。一方、例えば、コイヘルペスウイルス感染症 (Chapter 10. 7. 4) においては、2 年以上のターゲットサーベイランス(targeted surveillance)の結果、発生確認がないことを条件としている。

(Annex4. [病原体 X] の無病宣言に関する各疾病章のモデル条項)

(第 X. X. 7 章 コンパートメントの無病証明) (挿入)

2) c) 第 1.4 章に記載されているようなターゲットサーベイランスが病原菌 X を検出することなく、少なくとも過去 1 年にわたって実施されていること。ただし、病気の疫学や他の基準によって正当化される場合には、異なる期間を設定できる。

コメントの理由：

水産動物疾病のサーベイランス章 Chapter1.4 におけるターゲットサーベイランスの期間の考え方 (Article 1.4.10 of Chapter 1.4) と整合性をとるために、サーベイランスの実施期間は[1 年]だけではなく、異なる期間を設定できる旨を追記すべきである。

水産動物疾病サーベイランス章のコンパートメントにおけるターゲットサーベイランス期間は、「疫学と上記で提案された基準によって正当化されるならば、水生コードの各疾病章で異なる期間 (1 年以上または以下) を規定することができる。」と記載されている。

本章のコンパートメント無病証明は、サーベイランスの結果を記載するものであり、同様の考え方をすべきである。

(パラグラフ 2.2 及び Annex8. 新興疾病の検討ーウイルス性コイ浮腫症 (CEV))

OIE 水生委員会 (2020 年 2 月) において、委員会は、CEV の感染がすでに複数国内で発生しており、数年前から検出されているという一部の国からのアドバイスを含め、受け取ったコメントを検討した。委員会は、CEV の状況を引き続き監視することに同意し、水生コード第 1.1.4 条に従って、新興疾病として CEV の感染を報告するよう各国に要請した。

OIE 水生委員会 (2021 年 2 月) において、委員会は、最新の科学的情報 (Annex8 参照) をレビューし、水生コード第 1.1.4 条に従って、CEV を新興疾病とすべき旨合意し、引きつづき新たな科学的情報をレビューすることとした。

コメント :

CEV を新興疾病として判断する根拠となった論文を提供していただき感謝。しかしながら、これらの論文も、本疾病が OIE の新興疾病の定義*を満たしていないことを示しており、日本としては、改めて以下の 2 つの理由から、CEV が新興疾病でないと考える。

*OIE glossary における新興疾病の定義

リストに掲載されている疾病以外で、以下の結果として水生動物または公衆衛生に重大な影響を及ぼす疾病を意味する。

- a) 既知の病原体の変化、または新たな地理的地域や種への広がり。
- b) 新たに認識された、または疑われる病原体。

- ・ 日本は CEV が新興疾病の条件である a) 既知の病原体の変化は報告されておらず、また、新たな地理的地域への広がりは満たさないと考える。なぜなら、提供いただいた論文のうち、複数の論文において既に地理的地域への定着がある旨の報告があるためである。例えば、ADAMEK, M., BASKA, F., VINCZE, B. & Steinhagen, D. (2018) : Carp edema virus from three genogroups is present in common carp in Hungary においてはヨーロッパのコイ個体群における CEV の長期的な存在の仮説を証拠立てている。
- ・ 同様に、日本は CEV が新興疾病の条件である b) 新たに認識された、または疑われる病原体を満たさないと考える。なぜなら、近年の CEV 検出に関する論文数は増えているが、これは、これまで CEV の存在を知らなかった他の研究者が CEV に興味を持ち、連鎖的に発見された可能性があるためである。例えば、1990 年代後半の英国 (Way et al. 2015) と 2000 年代前半のオランダ (Haenen et al. 2016) の春のコイ死亡症候群と呼ばれ病原体が不明であった当時のサンプルから CEV 様のウイルスが検出されている。また、1970 年代からいくつかの論文で CEV は、コイのウイルス性疾病として報告されている。現に、ヨーロッパの複数国で CEV が検出されているにもかかわらず、現在 CEV は EU のリスト疾病には含まれていない (EU 2018/1882)。